附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に改める。

第三章中第十七条の前に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第十六条の二　各年度の法第百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金（第二十八条及び附則第六条において「出産育児交付金」という。）は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え）

第十六条の三　法第百十二条の二第二項の規定による健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	船員保険法第百十二条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	各保険者ごとに	協会について
健康保険法第百五十二条の四	当該保険者	協会
	出産育児一時金等の支給に要する費用	船員保険法第百十二条の二第一項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用
健康保険法第百五十二条の五	当該保険者	協会
	出産育児一時金等	船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金
	第百一条	同法第七十三条第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第一項	、各保険者	、全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。以下「協会」という。）
	当該各保険者に対し、その者	協会
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第二項	当該各保険者	協会
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	保険者	協会

第二十八条中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改め、「含み、」の下に「出産育児交付金の額及び」を加える。

附則第六条中「含み、」の下に「出産育児交付金の額及び」を加える。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「の額」の下に「及び法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金（次項第一号において「出産育児交付金」という。）の額」を加え、同項第二号中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改め、同条第二項第一号中「の額」の下に「及び出産育児交付金の額」を加え、同条第三項中「及び高齢者医療確保法」を「並びに高齢者医療確保法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「及び附則第四条第二項」を削り、同項第二号中「及び附則第四条第三項」を削り、同条第二項第一号中「及び附則第四条第二項第一号」を削り、同項第八号イ中「及び附則第四条第二項第五号」を削り、同条第三項第一号中「及び附則第四条第三項第一号」を削る。

附則第一条の二中「第十九条、第二十条及び」を削り、「第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、第二十九条の八」を「同条」に、「「附則第九条第二項」を「、「附則第六条」に改める。

附則第四条を削る。

附則第五条第二項を削り、同条を附則第四条とする。

附則中第六条から第十二条までを削り、第十三条を第五条とする。

附則第十四条及び第十五条を削る。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第四条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「）及び」を「）並びに」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改める。

第五条第四項第二号イ中「第三十四条第一項及び第二号」を「第三十四条第一項第一号イ⑴及び⑵」に、「同項第一号」を「同号イ⑴」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（出産育児交付金）

第五条の二　各年度の法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者医療確保法の規定の読替え）

第五条の三　法第七十三条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	国民健康保険法第七十三条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	各保険者	都道府県又は国民健康保険組合（以下「都道府県等」という。）
健康保険法第百五十二条の四	保険者	都道府県等
	出産育児一時金等の支給に要する費用	国民健康保険法第七十三条の二第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用